札幌市子どもの権利条例検討会議

第8回検討会議

会 議 録

日 時 : 平成19年12月17日(月)18時30分開会場 所 : STV北2条ビル 6階A、B会議室

1. 開 会

座長 では、定刻となりましたので、第8回目の検討会議を開催いたします。

本日の会議には、今現在、10名の委員の方が出席しております。これは議事が有効となるために必要な過半数の委員の出席になりますので、これより会議を始めさせていただきます。

本日の会議の終了時刻でありますけれども、いつものように 9 時を予定しておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

最初に、事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局(子ども未来局大古課長) まず、資料の確認をさせていただきます。

本日は、前回に引き続き、救済制度についての検討ということで、第3回検討会議、吉田先生を招いての学習会のときの会議報告書として資料3、また、第6回、第7回の検討会議の会議結果報告書として資料4、5を配布しております。さらに、これまでと同様の資料として、救済制度についての検討と記載しました資料6を配布しております。また、座長の方から、今後の答申のイメージを皆さんに持っていただいてはどうかということで、答申書の構成案を資料7として、さらに、参考資料ということで埼玉県の救済制度に関する答申書を資料8として配布しております。

私の方からは以上でございます。

座長 ありがとうございます。

2.議事

座長 では、本日は、ご案内のとおり、前回に続きまして、救済制度についてさらに議 論を進めていきたいと思います。

なお、ことしは、次回、土曜日の子どもとの意見交換を残すのみとなりましたので、本日は何とか8ページの組織のあり方までは検討してしまいたいと思っております。

さて、前回までに資料6の各機能の検討項目までを見てまいりましたので、本日は7ページからになります。組織のあり方から検討していくことにいたします。

初めに、組織の概要のうち、基本的な組織概要について扱います。

ここにおきましては、市の組織から一定程度の独立性を有した機関とする必要があることなどから、附属機関として設置することが望ましいということを述べております。

また、以前に少し話題になりましたけれども、他の自治体を参考にいたしますと、相談、そして調査、調整、さらに審査という三つの部門に分けてそれぞれの組織について考えるいわゆる3層のパターンと、それに対して、相談と調査、調整の部門を一体にしている2層のパターンがあるようです。ここでは、一たん3層に分けまして、今後、それぞれの組織を考えていくのがよろしいのではないかということを記載している次第です。

さらに、関連いたしますので、その下の審査部門の運営方法についてもあわせて見ていくことにしたいと思います。ここでは、最終的な判断をする審査部門について、各種案件

の処理の決定に当たっては、合議制による委員会方式と、オンブズマンなどの独任制の方式の2通りが考えられますけれども、迅速性、専門性などを考慮いたしますと、後者の独任制方式が望ましいということを記載しております。

それでは、これらの組織の概要につきまして意見交換をしていきたいと思います。

皆さん方のご意見をお願いいたします。

この資料では、7ページの上の部分について扱うことになります。

A委員 3層に分けて制度設計することが望ましいという説明として、札幌市の人口規模を考慮すると、相談部門に数多くの件数が寄せられることが想定されること、それから、専門性をより明確にさせるためという二つが示されていると思うのですけれども、札幌市の人口規模が一番近くてオンブズパーソンの制度を持っているところは、川崎市の方が、人口の規模と18歳未満の子どもの人数を考えてもより近いのかなと思います。そうすると、川崎市は2層制をとっているので、3層に分けて制度設計することが望ましいという理由としては、これだけではなかなか理解できないのです。

あと、ご説明いただきたいのですけれども、調査部門、審査部門の専門性をより明確に させるというのはどういう意味になるのでしょうか。

座長 今、A委員から二つの点に関して質問が出ました。

まず、第1点目についてお願いできますか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 事務局から補足させていただきます。

まず、川崎市の人口規模は、札幌市の6、7割ぐらいの人口規模だというふうに認識しております。

それから、この検討会議の中でも、できるだけ幅広く、どんな相談でも受け付けますという議論があったかと思います。それから、調整が何より大事だというようなお話もございました。そういうことから、相談や調整、それぞれの機能を手厚くということを考えると、それぞれに合った機能、組織のあり方が求められるのではないかということで、一たんの案としてお示ししているところでございます。

座長 今、事務局から説明がありました。

それから、広さの点ではどうですか。札幌市と川崎市を比べると、札幌市の方が大分広いですね。そのあたりについては何か考えていましたか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 川崎市は人口134万人ぐらいで、18歳未満の人口が21万人ぐらいです。それに対して、札幌市は、人口が189万人、それから18歳未満の人口は、約28万人でございます。

B委員 3層か2層かというのは、最終的には形の問題ではなくて実態として考えた場合に、余り支障がなければいいのでしょうけれども、相談をされる側の立場になった場合には、相談員にせっかく説明したのに、また一から説明し直すということがあると余りメリットがないかなと思っているのです。

7ページの下のところで、調査部門の人材についてと書いてありまして、「相談員から

引き継いだ事案を調査し」と書いてあるのですけれども、相談をされた方の側に立ったときに支障がないような制度設計をしていただきたいというのと何か人口や面積というのは余り積極的な理由になっていないのではないかと思うのです。人員を増やすかどうかの議論はあったとしても、2層か3層かで人口や面積は関係ないと思うのです。

札幌市は、相談業務のところで、できるだけすそ野が広いという話をされていましたけれども、川崎市は別に狭めていないのではないでしょうか。川崎市も実際は拾っているのではないでしょうか。だから、すそ野が広いとか広くない、人口や面積の問題は2層、3層に分ける大きい理由にはなっていないのではないかと思います。逆に言うと、相談される側の立場に立ったときに2層になっているときと、今おっしゃっていただいている3層になった場合に支障があるのかないのかということを私も含めてイメージできた方がいいのではないかと思うのです。

座長 今の点について、何か補足的に説明できることがありましたお願いします。 事務局(子ども未来局伊藤係長) 事務局からの補足です。

広いか狭いかという部分はいろいろなとらえ方があるかもしれませんが、川崎市の人権オンブズパーソン制度の一般的な広報の内容としては、いじめや虐待などでつらいとき、困ったときという表現で、どんな悩みでもという言い方はしていないという意味で、多少、すそ野が広い、狭いという部分の広報の仕方はあるのかなと思っております。

それから、面積の関係です。札幌市の面積は1,121平方キロメートルに対して、川崎市は 144平方キロメートルになっています。

B委員 相談の関係も含めて、2層か3層かという話をしています。ですから、座長のお話だと組織の概要のところですね。

C委員、相談される側の立場に立った場合に、相談と調査を分けるというイメージはわきますか。

C委員 私もちょっとひっかかっていたところです。というのは、相談機能と調査機能というのは、名称では一応分かれていますけれども、実質は、相談の最中に調査が問題になったり、調整機能は相談の段階から始まったりということがありますね。そうすると、相談を実際に受けているところと調査や調整をやるところは、実態としては同時並行的にやらざるを得ないのではないかと思うのです。そういう状況のときに、組織を分けてしまって、あっちだこっちだというようなやり方をすることが果たして現実的かどうかということは私も考えます。

座長 今の点ですけれども、実際に3層制をとっている自治体ではそれぞれうまく分けてやっているのでしょうか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 私どもが承知している中では、埼玉県が3層制をとっております。いわゆる相談事業がまずあって、そこで家庭の悩みなども含めて相談を受け付けています。養育相談のような悩みも含めて受け付けますということで、相談センター的な体制で相談を受け付けて、その中でさらに、これは権利侵害だ、これは相談だけで

は解決しないというものについて、専門の調査員が対応する形になっているようです。

ですから、埼玉県の場合は、基本的に毎日午前9時から午後9時半までという形になっております。それに対して、2層制の川西市は、土・日、祝日を除く平日の10時から6時まで、川崎市は月、水、金の午後1時から7時、それと土曜日という形になっております。

そこの相談の体制の考え方が少し変わっているというところはあるかと思います。

座長 この問題は、どちらの方がより子どものためになるかという点から考えていく必要があると思います。つまり、2層にした方がいいのか、3層にした方がいいのかということで考えていくことになるのだろうと思います。

先ほどのC委員の考え方によりますと、むしろ、2層の方が子どものためになっていく のではないかというふうに考えられているようですね。

B委員 今、事務局の方から、調査の方に行った場合に人権問題に優れた見識を持っているという話があったのですが、人権問題に優れた見識というのは、法律の何条に違反するかどうかということは全然重要ではなくて、子どもの権利の特質を考えた上で、侵害の事態が発生しているかどうかということに関する知見、見識だと思うのです。

そうすると、今、3層の話をしているので、ちょっとオーバーラップするのですが、相談員が持っていらっしゃる見識と調査員の持っている見識がどう違うのかということがイメージできないのです。それが、結果的に3層か2層かの議論の結論に影響を与えてしまっているのです。ペーパーを見ると、もちろん、7ページから8ページの議論はまだ行っていませんけれども、調査の関係は子どもの人権問題に優れた見識を持っているとあるけれども、相談員のところは余り書いていないのです。でも、実際にはそこを分けられるのかというところがイメージできないというのが、僕が2層か3層かについてイメージができていない理由です。

座長 事務局の方に伺います。

その点に関して、埼玉県の場合は、かなりしっかりしたイメージを持ちながら3層に分けているかどうか、何かわかることがありましたら話していただけませんか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 埼玉県の場合は、相談員の方は、相談事業ということですので、通常の非常勤職員の相談員の方だと思います。調査員には、大学の助教授や 弁護士の方々がなられているようです。それから、擁護委員については、弁護士の方もい らっしゃいますし、大学の教授の方もいらっしゃるようです。

D委員 結局、マンパワーの問題だと思うのです。

先ほど、札幌市の人口規模を考えると、というお話がありましたけれども、びっちり相談員として対応できる時間的余裕があるということになれば、そのまま調査部門の人員、人材と同じ人たちを置いてということだとなかなか対応ができないので、部門を分けるという発想なのではないかと思うのです。

だから、そういう考え方がいいのか、それは現実的な問題なのか、それとも、座長がお

っしゃったように、どっちが子どものためになるかというところから発想していこうという違いだと思うのです。その辺は、調査部門と相談部門で分けないで一体に2層化した場合の人材の確保は現実問題として可能なのでしょうか。

座長 その点について、事務局の方から何かありますか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 可能か、可能ではないかというお話はありますが、参考までに、川西市は、人口が16万人で、調査員と相談員を兼ねておりますけれども、専門の方が4人いらっしゃいます。月から金まで朝10時から午後6時まで受け付けているということです。人口規模で言えば10分の1以下ということです。

川崎市は、先ほど申し上げましたように、人口規模あるいは子どもの規模でいくと、札幌市の7割ぐらいですけれども、相談は月、水、金と土曜日です。月、水、金が午後1時から7時まで、土曜日は午前9時から3時までとなっていまして、相談を受け付けない日に調査、調整をされているのだと思います。専門調査員は4人と聞いております。

座長 今の話を聞いて、D委員から何かありますか。

D委員 札幌市の場合の相談部門は、どういう人数で、毎日やる形になるのかということころがまだわかりませんが、私としては、毎日設置して、いつでも受け付けられるという体制を整えることが重要だと思うのです。月、水、金という形にしないで、毎日、フルで受け付けるという形が望ましいのではないかと思うのです。そうなると、やはり、調査部門と一体化させて全部をフォローしていくことはなかなか難しいのかなという印象は持っております。

副座長 4ページの図を見ますと、相談機能から調査機能のところに申し立てという一つのラインがあるわけです。私もD委員の意見に賛成なのですが、相談機能というのは非常に幅広いと思います。メールもファクスもうたっていますので、そこには権利侵害に関する相談ではない相談も来る可能性を考えています。そこで、いわばインテークのような働きをしながら、その中で申し立てがあり、しかも権利救済の必要があると思われるものが調査機能に乗ってくるというルートだと思います。相談機能の中にいろいろな機能が含まれてくることは確かですが、調査機能と相談機能はちょっと違う機能かなと思います。もちろん、タイアップしていくことは絶対に必要な前提だとは思います。

座長 今の問題を考えるときに、先ほど、D委員がマンパワーという問題を出されました。事務局に伺いますけれども、川西市の場合、あるいは川崎市の場合は、割と近くにいる弁護士、専門家、あるいは大学の先生方に相談の委員のお願いをしやすい状況にありますでしょうか。札幌などの場合ですと、そのあたりはちょっと少ないかという感じがしなくもないのです。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 相談員がどういった方かというのは聞いていないのですけれども、いわゆるオンブズパーソンはどんな方かということになると、弁護士の方や大学の先生がなられているようです。例えば、川西市は今、大阪大谷大学の教授や甲南大の方がなられているようですし、川崎市は立教大学の教授がなられているようです。た

だ、人材が豊富かどうかという点については、事務局としてはわかりかねます。

C委員 先ほど、私はB委員から問われたことに直接答えなかったので申しわけなかったのですが、もし子どもが相談に来られて、そこで話をお聞きして、調査に入る、入らないの申し立てのところで同じ話を別な人にしなければならないという状況を想定すると、子どもにとってはちょっとつらいことになるだろうと思います。そういうことを考えたときに、場合によっては一緒に入れた方がいい、一回で話を聞けてしまった方がいいということはあると思います。

ただし、副座長がおっしゃったように、調査をすることと相談を受けることは別の働きであるというのは、そうなのだと思います。ですから、機能上は間違いなく分けて、相談を受ける人がだれでも調査に行くという状況にするのはまずいというか、難しいというか、あるいは、相談員を引き受ける方、あるいはそれに応募してこられる方にも調査までやってくださいというと、それはまた別の問題というふうに考えるのだろうと思うのです。

また、調査は、法律とは限りませんけれども、一定の専門性を必要とするでしょうから、 一種のマンパワーとおっしゃっておりましたが、力を持った方にお願いしていかないと、 うまく機能しないということにはなると思うのです。

そういう機能がはっきり違いますし、相当うまく両方が一緒に働いていかないと、片方だけで機能することはあり得ないので、組織を分けることが両方の協力関係の障害になるようなことがあり得るのであれば、そうしない方がいいだろうと思います。ただ、役割は一定程度分けておかないとまずいだろうというふうに思います。

E委員 ここの中にもあるのですが、高い専門性と公平性の確保ということです。公平性というのは、一つにくくっていくと意外と公平性が出てこないときもありますし、このあたりは、C委員がお話しされたように、お互いのバランスが大事なのではないかと思うのです。ですから、相談部門、調査部門、審査部門のところに括弧をして勧告、意見表明、公表と書いてありますけれども、このあたりのことをしっかりと押さえていくのであれば、私はこの3部門でいいのかなと、専門性を高く持っていくということでいいのではないかと思います。

B委員 1点確認ですが、調整機能というのはどの部門でやるのですか。 座長 この中で言うと、調査、調整機能ということになるかと思います。 B委員 ですから、調査、調整機能を調査部門でやることになりますか。 座長 はい。

恐らく、3層に分けるとしても、相談部門と調査、調整部門の協力関係はすごく大事だろうということは否定できないと思います。それがうまくやっていけないと、実際には機能していかないだろうというふうに考えられます。ですから、一たん3層にしていて、相談と調査、調整機能の部門の両者に協力してもらうということで考えていく必要があると思います。

F 委員 私は、調整機能は 3 層すべてにかかわっているのかなと思うのです。今回の救

済制度の一番大きいところは、対立型ではなく、調整を大事にしようというところでしたので、そうすると、相談機能の中にも場合によっては調整機能が入るというふうに書いてあるし、改善されない場合についても趣旨は調整したいという思いがあるのでしょうから、全部にかかると考えた方がいいのではないでしょうか。メーンになるのは調査から改善されない場合の間だと思うのですが、もう少し幅を広げて考えた方がいいのかなと思います。

D委員 私もF委員のお考えのように、これが3層と、あえて調整という言葉を使わなかったのはそういうところにあるのかなと思いました。

皆さん、この救済機関の機能の中で最も重要なのは調整機能だという認識は共通して持っていると思うのですが、機能の中で調整機能が一番重要だと言っているのに、部門分けのところで調整という言葉が使われていないのは、私はすごく不思議な気持ちがしていたのです。座長も口頭ではおっしゃっていましたけれども、調査、調整部門というふうにおっしゃっていましたので、もし調査部門のところに必ず組み込まれなければならないというか、それがメーンだということになれば、部門のネーミングとしても調査、調整部門とつけるべきだと思うのです。どうして入れていなかったのかなと考えたら、F委員がおっしゃったように、どこの部分にも調整という機能が組み込まれているからあえて入れていないのかなと思っていたのですが、そうではないのでしょうか。調査、調整部門というところに単に調整という言葉が入っていなかったということなのでしょうか。

座長 恐らく、調整というのは、F委員もおっしゃったように、ほとんど全体にかかってくるだろうと、それは委員共通の認識ではないかと私もずっと思っていました。そういう意味では、調整という言葉は非常に大事な言葉だということになりますね。つまり、全体にかかってくるということです。

何かありますでしょうか。

B委員 全体にかかってくるというイメージが沸かないのですが、この調整というのは、相談されてきた人以外のもう一方の当事者に対しても調整していくという話であれば、相談業務のところには出てこないのではないかと思うのです。ですから、調整をしていく目的意識があるということであれば私もわかりますけれども、いわゆる4ページで言っている調整機能が相談部門に及ぶというのはイメージできないのです。

座長 私が言った意味は、いわゆる相談と調査、調整部門が必ずしも区別できない場合が出てくるだろうというときに、当然、調整というものが相談部門の方にもかかっていくということになろうかと思うのです。これが相談だ、これが調査だというふうにはっきり区別することができないような問題もいろいろと出てくるでしょう。そういうときに、そのあたりをはっきり分けようとすると、かえってわかりづらくなってしまうのではないかということです。

C委員 調査は申し立てに基づかないと起きませんね。その事案によっては調査をやった後で、その結果に基づいて調整を行うということが当然起き得るわけですね。そういう意味で、そこの調整は調査部門が主に担当することにならざるを得ないと思います。ただ

し、申し立て以前の段階でそういう調整が可能である場合には、相談部門からも、調査に行く前に、相談に来た人だけではなくて、その相談のもう一つの対象者に対しても働きかけることも当然あり得ると思うのです。そういう意味で言えば、調整活動は、相談の場でも行われるし、調査後の調整も行われると。ただし、調査後の調整とそれ以前の調整とは当然異なった形で行われることにはなると思います。

座長 その意味では、調整はいろいろとかかわっていくということですね。

A委員 今のC委員のお話は、相談の段階でも調整が必要で、調査の段階でも調整が必要だけれども、その二つの調整は果たす役割が変わってくるということかと思うのですが、相談の際の調整の場合、その調査部門を担う人が相談員と一緒に対応する形になるのでしょうか。それとも、相談員の方が相談の段階に応じた調整の働きをすることになるのでしょうか。

C委員 私の個人的な意見で言うと、両方あり得ると思います。両方あり得ていいのではないかと思います。相談を担っている人たちが調査の方たちと一緒にやる方がいいという判断があれば、当然、お願いしても構わないと思いますし、ある程度、相談を担っている人たちが自分たちのところでやれるというか、そういう経験を積み重ねていくでしょうから、この範囲までは自分たちでやれるということがだんだん見えてくるのだろうと思います。その間は、皆さんで相談し合いながら、どうするかということは考えていかなければならないのだと思いますが、両方あっていいのだろうと思います。

副座長 そうしますと、4ページ目の助言を行うというところに調整も行うということを書いておかなければいけなくなりますが、私は、権利の問題に関して言えば、権利侵害に関する相談を受けるとなっていますと、その相談の段階で実際に調整はできるのかなという気がします。かえって危険が伴うような気がしています。

例えば、相談に来られた方に、こうではないかとか、別な見方ができたらいいねという助言をして、それが解決に向かったり、相談者の納得につながる場合はいいのですけれども、そこで調整が入ってしまうと、相談機能の責任が非常に大きくなってしまうような気がするのですね。調整機能はどの機能にも共通にベースとしてあるというのは全然問題ないわけですが、実際の組織として動くときには分けて考えないと、後で大変なことが生じるかなというふうに思います。

例えば、相談機能で調整の力のない、あるいは調整までの力を要求されない相談員の人たちが受けたときに、調整の機能も果たしてしまいますと、その方の責任ということが、特に権利侵害ということに関して言えば、ほかの相談とはちょっと違った意味で厳密にいく必要があるかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

座長 その点、B委員、何かありますでしょうか。

B委員 私が先ほど言ったのは、副座長と同じ意見として言ったわけです。当事者、相手方の方に調整をかけるのであれば、それは相談業務のところでやるべきではないと思います。調整することがとても軽く考えがちになってしまうのではないかと思うのです。

今、軽くと言ったのは、調整する段階の前提として事実確認をちゃんとやりますというステップ、調査というステップを踏んだ上で調整をやっているわけです。今、C委員がおっしゃったように相談しているところでも調整できるのではないかというのは、確かに理解はできるのですけれども、調整するというはどういう難しさがあるのかということは、やはり調査機能というか、事実確認の調査を経ないと、そう簡単にやれないことをこちらの方が引き受けていくということになるのではないかと思うのです。

座長 恐らく、それが専門性ということにつながっていくのだと思うのです。

ですから、専門性を求められることまで相談の中でやるというふうにはC委員も考えておられませんね。

C委員 私が考えていたのは、今までの話の流れの中で、相談段階から調整がある場合も必要に応じてあるのだということです。相談段階からやるということの意味は、私の中の理解では、相談の機能を担っている人がやるというふうに受け取っていたのですが、今のB委員、あるいは副座長のお話ですと、もし、そこで調整機能が必要だという判断が出てきたときは、調査担当者がやるということを意味しているのです。だから、相談段階といって、つまり、申し立てが行われない段階でも調査機能を担う方がそこへ出ていって実際に調整を行うことがあり得るという意味ですね。

B委員 私が最初に述べたように、相談と調査のところで相談される方の立場に立ったらという話でしょうから、個別具体的に、ここで言う相談員と調査部門を担当される専門員の連携はしっかりやらなければいけないし、継続的に相談に来ていらっしゃる方については、調査部門にいらっしゃる方を専門員と言うのであれば、専門員との間で継続的なつながりもあってもいいかなという意味では、相談される立場からすると、フォローしなければいけないとは思っております。

C委員がおっしゃったように、ある程度早目に調整しなければいけない事案であれば、申し立てを待たずに、というのは申し立てをしていただいてということでよろしいと思いますけれども、それですぐさま入ればいいのではないかと思います。そのときに、話を1回、2回聞いた相談員の方とそれを受け入れる専門員との間のつながりは確保していかなければいけないだろうと思っております。

座長 C委員、よろしいですか。

C委員 はい。

座長 A委員、どうぞ。

A委員 一番初めのところに戻ってしまうかもしれないですけれども、今の皆さんのお話を聞いていると、どこにでも調整機能が必要で、それは非常に重要だと。相談員がそこまでの責任を担うということであれば、ある程度危険な状況も想定できるだろうというようなお話になってくると、利用者の立場に立って、相談から調査、調整に入ったときに、その担当者がかわるということは心理的に負担が大きいということも一つあるかと思うので、専門性という話になったときに、逆に相談部門と調査部門が相談調査員ということで

統合されていた方がいいのではないかと思います。相談段階から、ここは調整に入った方がいいだろうと思っていても相談員だから入れないということではなくて、両方の機能を持っている人が初めから話を聞くというふうにした方が、相談をする子どもにとって、また、その関係の方にとってはいいのではないかと思います。もちろん、連携をとってということで実際やることはできるかもしれないですけれども、その機能が合わさっていた方が利用する方にとってはよりいいのではないかというふうに考えるのです。

座長 今のA委員の考え方は、人材という表現はおかしいですが、名称はどうなるにしても、常に調査部門を担当する人がたくさん確保できればいいのですけれども、恐らく、そうなっていかないのではないかという心配があるわけです。その点からすると、相談員といいますか、専門性は強く求められないような人に相談部門をできるだけやってもらって、専門性が要求される問題に関しては調査員に担当していただくと、そういうふうに分けていかざるを得ないのではないかと思われるわけです。

そういう意味で、A委員がおっしゃるように、初めからそういう部門を担当する人をたくさん得られればいいのですけれども、それが難しいと思われるので、まずは分けておいた方がいいというふうに考えているのです。

B委員 いろいろなバリエーションがあると思いますが、札幌市では、相談員は臨時職員を想定しているのでしょうか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 非常勤職員です。

B委員 そうなのでしょうね。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) 現在あるものを参考にしておりますので、相談員は非常勤職員、いわば嘱託さんになりますが、もちろん、一定の経歴等の要件はございます。

先ほどD委員がおっしゃったとおり、まさにマンパワーの問題でございます。座長も何度もおっしゃっておりますが、そういう専門性の高い人材を数多く、予算上も確保できるのであれば非常に簡単な話ですけれども、一定の枠の中で執行することになりますので、そういう制約もあるかと思います。ここでははっきりと記載しておりませんけれども、そういう前提もございます。

現状を見ますと、札幌市での相談件数は数千件あろうかと思いますが、実際に申し立てをしますのは、他都市の例ではせいぜい数十件程度ですから、やはり、ここは別に組織を分けるということではなくて、それに対応すべき人材を、いわゆる相談員、あるいは専門調査員を必要な数だけ、それぞれの専門性に応じてしっかり配置して合理的に執行すると。ここには明示しておりませんけれども、そのように考えてございます。

座長 A委員、どうでしょう。

A委員 予算の関係からそれが無理ですと言われれば、そうですかというふうにしか申 し上げられません。

あとは、一つ考えるのですけれども、札幌市の既存の相談機関として、例えば市で持っ

ている札幌市子どもアシストセンターというものがあって、そこには4,000件弱ぐらいの相談が寄せられているようですが、例えば、子どものオンブズパーソンとしての相談の受け方として、ほかの既存の機関と連携することである程度絞って、相談機能と調査、調整機能をあわせるというような方法はとれないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

座長 今の意見は、既存の機関との関係で何か考えられることはないだろうかということでしょうか。

A委員 私が先ほど申し上げたように、利用者の子どもにとっては相談機能と調整機能が一緒になっている方が望ましいという話であれば、今、札幌市の相談部門はすごく充実しているということを一番初めから力説されているので、そちらの方をある程度受け皿として考えて、オンブズパーソンとしての相談はある程度絞って、その上で、オンブズパーソンが今までの相談機関と何が違うかというと、調査、調整ができるということであるから、その機能を一番初めからあわせ持って対応することができるようなシステムが考えられないかなと思ったのです。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) 考えられると思います。

私は、たまたま効率性とか予算という話をしましたけれども、議論に当たりましては、 そういうことはそれほど考慮されなくてもよろしいかと思います。当然、A委員がおっしゃったような構成もとれると思いますけれども、既にそこは議論を終えているのかなと思ったものですから、こういうお話をさせていただきました。今回の救済制度がどういう相談を対象として受けるのかということは一たん議論を終えているのかなと思っております。

G委員 確かに、A委員が言っていましたように、アシストセンターなどと連携するということも大事だと思うのですが、そういうオンブズパーソンとは違う機関を入れますと、本当はそこで調査、調整が必要だったものを、これだったらオンブズパーソンの方はやってくれないかとか、これだったら無理だろうというふうに、必要なものを必要ではないと外部の機関で判断してしまう可能性を心配するのですが、どうなのでしょうか。

座長 今、G委員がおっしゃったような問題は当然出てくると思います。いろいろな機関がありますと、それぞれ独立して判断してしまいますので、そういう問題は当然出てくると思います。そういうときに、実際にはオンブズパーソンの方で解決した方がいいというケースに関しては、かなり解決はおくれしまうということは当然出てくると思います。他の機関があった場合には、連携ということが大事になってくると思います。

D委員 私の理想を申し上げますと、前にも申し上げたことがあると思うのですけれども、やはり、この制度での相談というのは、とにかく門戸を広げて、何か悩みがあったらここに電話しようと子どもに認知されて、利用されてという制度になることが最も重要だと思いますので、できれば絞り込まずに、どんなものでも受け付ける、いつでもここに電話していらっしゃいという制度がいいなと思います。ですから、最終的にはこの制度に一本化する、集約させていくということも方向性としてあると思います。いろいろなところにそういうものがあって連携していくという形でもいいのですけれども、やはり、この制

度が広く認知され、利用されるということがとても重要だと思います。

副座長 議論がいろいろなところに広がっているような気がするのですが、私自身は相談機能と調査機能は分けて考えるべきだとずっと思っています。それは、相談の受け手というのは相手の言葉に徹底的に耳を傾けていくということがありまして、何度かやりとりをするということもあります。

いじめが起こったという相談があったときに、いじめの実態は、本人がかなりナーバスになっている結果、他者が自分を阻害していると感じてしまう、それをいじめとしてとる思春期の子どもの場合もたくさんあるわけです。そうすると、相談機能では、決して事実を確認しないまま、本人の気持ちや苦悩をしっかりと受け取る必要があると思いますが、その中で申し立てが起こったときに、調査機能では、実際に何が起こっていたか、もしかしたら本人が極度に疲労した時点での受け取り方の問題だったかもしれないし、事実、そういうことがあったかもしれないというかなり高度な判断と、いろいろな機関とのやりとりの上手さが求められてくるわけです。

ですから、申し立てを境目にして相談機能というのは物すごく広く、それこそどんな相談も受けるけれども、その機能と調査機能というのはやはり一線が引かれていなければいけないと思います。むしろ、引かれていなければいけないという考え方の方が強いです。

相談と調査は全然違うということと、子どもが同じことを何度も言わされるということに関しては心配ないと思います。それは、相談機能のところで十分に聞き取って、申し立てがあったときにこういうことが起こっているということを調査機能に伝える役割があります。当然、本人と会う機会はあると思いますが、それだけの気持ちがあるときは、本人は聞き取られることをそれほど嫌がらないと私は感じています。

ですから、3層というのは、私自身は逆にこだわりたいと思うのです。

座長 先ほどからも出ておりますけれども、相談の部分と調査、調整の部分は連絡を取り合えるような状況にしておくことがすごく大事なのだろうと思います。それがきちんとしていれば3層にしても問題はないのではないかと考えられますが、そういうことでいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、この点に関しましては3層ということで考えさせていただきます。 さらにもう一つ、独任制、あるいは合議制のことについて何かありますでしょうか。

B委員 これは、あくまでも審査部門オンリーの議論ですね。そうすると、委員会方式 か独任制方式かということで言うのであれば、調査、調整部門は委員会方式なのでしょう か。その委員会方式で調査、調整しても、調整できないものについて独人というような議論なのか、いわゆる委員会方式で調査、調整したのだけれども、だめだったときに、さらに委員会方式かという議論で考えればいいのですね。

座長 今の点について何かありますか。

事務局(子ども未来局大古課長) これは、調査、調査部門が委員会方式というわけではなくて、独任制のトップがいるか、合議制の委員会方式のトップがいるかという違いだけの話です。ですから、審査部門だけの独任制という意味ではなくて、救済制度を扱う機関そのものが独任制のトップに基づいた組織になっているか、トップが委員会制になってそこから派生してくる組織かという意味で使っています。

B委員 普通はそうですよね。だから、「 審査部門について」というのはどこにかかるのですか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 趣旨としては、 審査部門というのは、救済制度というか、救済機関についてというふうに理解していただければと思います。

B委員 普通は、今、事務局がおっしゃっていたとおりですね。そういうふうにとらえればいいのですね。

座長 B委員、よろしいですか。

B委員 はい。

座長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 特になければ、次に進みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、次は、(2)組織の人材に移りたいと思います。

ただいまの議論で、一たん、三つの層に分けてそれぞれの組織のあり方を考えるということになりましたけれども、まず、一番初めの相談部門の人材について、そして、その次の調査整部門の人材についてというところから見ていきたいと思います。

まず、相談部門の人材についてですが、ここでは、子どもの相談業務についての専門的 知識と豊富な経験を有した職員の配置の必要性、さらに、比較的若い世代の相談員の配置 の必要性ということも述べられております。いわゆるベテランの職員、それから若い職員 のいずれも相談員として必要だという考え方です。

また、調査部門の人材についてでありますけれども、以前の検討会議ではこの調整機能はとても重要であるという議論がなされました。ここでは、8ページの冒頭にありますように、教育、福祉、臨床心理の有資格者など、一定程度の知識、経験を有している方を配置する必要があるというふうに記載しております。

これらのことにつきまして、ご意見はいかがでしょうか。

B委員 今、相談員のところの話をしてもよろしいのですね。

恐らく、電話相談が中心になるのだと思うのです。その中で、電話よりもきちんとお会いさせていただいて、場合によっては継続的に相談にも応じ、助言をしていくというケースが出てくると思いますので、私も、D委員が言ったように、すそ野の広い、どんな相談でもというふうにしてほしいと思っています。それが電話相談の原則だと思うのです。

今、座長もおっしゃいましたけれども、調査、調整機能が極めて重要だというところと

専門性という話が今出てきているのですが、片や、相談員のところでは、比較的若い世代の相談員もということがあります。これは、オール・オア・ナッシングの議論をしているわけではなくて、恐らく面談の場面だろうし、ケースとしても、いじめとか、あるところに少しずつ分けられていくと思うのですけれども、相談されるお子さんに対して、それを相談員として聞き取るのか、聞き取るというのは単独という意味ではないですが、相談員として聞き取るのか、調査の一翼を担うのかということでいろいろなバリエーションがあると思うのですが、ここにまさしく子どもが介在することはできないのかというふうに考えたわけです。子どもというのは、3歳とか4歳をイメージしているわけではありません。その内容に応じて聞き取ることができる子どもですね。

ただ、そんなことを考えても、やはり守秘義務の関係があるので、かえってそれが肩にのしかかって重たくなるようことであればいけないのですが、人権救済や人権というのは息の長い活動なので、いわゆる子どもが介在してその一翼を担う、それもオール・オア・ナッシングの議論ではないことは先ほどからお話ししているのですけれども、そういったある程度のカテゴリーの部分については、18歳未満の子どもが介在して、相談部門の一翼を担ったり、事実の調査について一翼を担っていければいいなという思いがあります。

座長 B委員の方から、特に相談部門の人材に関しては、皆さんが持っている資料の中ではそこまで考えていないだろうと思いますが、未成年者も加えてはどうか、何歳ぐらいかということは別にしまして、未成年者の方も相談員の中に加えたらいいのではないかというご意見が出されました。

それについて、何かございますでしょうか。

D委員 私も、この制度の中には、相談する側だけではなくて、解決する側にも子ども をぜひ主体的にかかわらせたいなという思いがとてもあります。

そこで、どこに子どもたちが参画していけるのかなと考えたときに、確かにB委員が言われたとおり、相談のところも可能だと思うのですが、相談は選別したりということが必要なので、子どもたちだけではなかなか難しいかなと思います。また、調査も大人がそれなりにやると。

その結果、例えば、子ども同士で解決することが望ましいようないじめ、学校の管理責任を問うというところまでいかないような段階の、子ども同士の調整ができるようなところの調整機能の中に、まだイメージは固まっていないのですが、子どもたちみずからでつくった何かが入り、双方の子どもの意見を聞き、調整して、みんなで話し合っていくと。そういうものがつくられればいいなと思います。余り具体的にまとまってはいませんが、子どもたちの力でかかわらせていくというところが私も欲しいなという気持ちがあります。 座長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

G委員 確かに、B委員やD委員がおっしゃられますように、子どもが参画していくということができればベストなのでしょうけれども、実際問題、多くの子どもは、中学生や高校生がその場合は組織のスタッフになると思うのですけれども、朝から夕方まで多くの

人は学校に通いますから、正直、平日は子どもたちがそういうものに参画する時間がない かなと考えると、まず休日ということになると思うのです。

そうすると、相談業務に子どもたちがかかわるのはつらいかなという感じがするので、 僕も、D委員のように、最終的に両方からの話を聞いて、そういうものを調整する機会ぐ らいだったら週末に設けられるかという感じがあるので、D委員の意見に賛成です。

座長 時間的制約をかなり受けるだろうということですね。そういう意味では、かなり 限られるだろうということですね。

B委員 私がイメージしたのは、18歳未満の子どもが単独で動くところまでは考えていないのです。ただ、相談も、午前6時から午後6時までやる電話相談を想定していないのです。継続的に面談まで、だから、オール・オア・ナッシングの議論ではないと言ったのはそういう意味だったのですが、面談で継続的に相談に乗るのがより妥当だというケースについて、相談員が傍らにいたとしても、同じ年代、近い年代という意味で、その相談に応じることができる余地があるのか、調整も入れていいですけれども、調整というと、どうしても相手方があるので、D委員がおっしゃっているような想定になると思うのですが、調査、調整のところに子どもが参画していくことを考えているのです。

例えば、今、僕が言ったようなものだと、電話相談は平日の朝から夕方までいるということは全然想定していないので、お子さんが継続的に相談をしたいというふうになると、平日の放課後か土曜日となってしまうと思いますけれども、継続的に相談という部分については、その担当される事案とか年齢、例えば受験期かどうかということによるでしょうけれども、継続的に対応することは、いわゆる子どもであったとしても大丈夫だろうという思いなのです。朝から夕方まで電話相談しているということは全然想定していないのです。どこかのテリトリーに入ってくる事案ではあるけれども、D委員がおっしゃるように、調整のところ、僕が言っているように継続的にかかわっている中での相談や調査の中で、僕は単独ではというイメージがなかったのですけれども、その一翼を担って聞いている中で助言ができる、また、そういう助言をすることによって、関与してくださったお子さんがまた成長していって、子どもの権利を考えていける、長い時間をかけて醸成されていくものだと思うのです。僕は、そういうイメージを持っておりました。

座長 それでは、どこかでかかわれるようにするというふうに考えているということですか。

B委員 はい。D委員がおっしゃったように、子どもたちのみで調整した方がよりベターな形であっていいと思いますし、どこかの段階とか、そこに限定するという趣旨で言っているのではないのですが、こういう事案では一つや二つ上のお姉ちゃん、お兄ちゃんのような方々に入ってもらって、そうだったの、こうだったのということを、大人の相談員や大人の専門員と一緒に調査や相談をしてもらえればいいなと思ったのです。

副座長 そのときに、子どもたちに私たちが望むのはエンパワーメントの機能なのだろうと思うのです。今、心が弱って、出口が見えないで相談してきた子どもたちに対して、

昔で言えば、異なった年齢の集団の中にお兄さん、お姉さんがいて、頑張れよとか、やっつけてやるからなと言われると、それだけですっとしたというような、そういう機能だと思うのですが、実際にこういう組織の中にそれを盛り込むのは大変難しいかと思います。

ただ、もしやるとすれば、例えばフォーラムのような形で、実際の相談の中で必要なところを子どもたちに議論させたりするような形は考えられるかと思いますが、継続的に相談機能の中に組み込む、こういう救済制度の中に組み込むというのはちょっと難しい気がします。

でも、理想的に言えば、エンパワーメントは実際に子どもが一番欲しがっているもので ある可能性はあるかと同感しながらお聞きしておりました。

座長 ほかの委員の方で、今の点について何かありませんでしょうか。

H委員 今の皆さんのお話を聞いていて、私もこの機関の中に子どもがかかわれるような、子ども同士で話せるような役割が持てるところがあればいいなと私も思っていました。というのも、相談したいとか、だれかに聞いてほしいといった場合に、大人の考えと子どもの考えは若干違うのです。大人が、この子はきっとこうしてほしいのだろうと思っても、子どもの中では、自分の気持ちをわかってほしかったとか、相手に謝ってほしかったということもあるでしょうし、そこまで厳しく相手に言ったことではね返ってくる仕返しのようなことも陰で起こるのではないかということで、大人に話しにくい人も中にはいると思うのです。

そういったときに、相談してくる側が、例えば子どもたちのほかに聞いてくれる人がいれば、その人にお願いしたいとか、大人の人に聞いてほしいという形で、その相談員がそのときによって聞いてほしい人を選べるような形で幅広く設置してあれば、どんな子どもたちでも気軽に来られるのかなと思っていました。

以前の権利条例案を検討した際に、子ども委員会があったのです。その子ども委員会のときも小学生から高校生まで何人かずつで組織されていたのですけれども、それが前回で終わってしまうのも何かもったいないなという感じがしていたので、こういった場所にそういう子ども委員会もかかわれる機会があれば、そのときに集まった子どもたちにとっても勉強になると思いますし、その子ども同士で育っていく力が育っていくのではないかと思っております。

座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

E委員 話の中身については理解しているのですが、子どもにとって相談を受ける精神的な負担とか、先ほどB委員がおっしゃったように、秘密にしなければならない守秘の部分とか、非常に難しい部分があるような気がするのです。そのあたりをきちんと押さえておかないと、逆に子どもが非常に負担を感じたりという場合の方が多いのかなと私は思います。

F委員 学校もそうですし、施設もそうですし、いろいろなところで日常的にそういう

問題について子どもを交えて解決しているわけであって、今、救済制度でやろうとしていることは、そういう日常レベルで解決できない難しい問題を扱おうとしていると思うのです。今、E委員がおっしゃったように、子どもにとってはかなりの負担になるのではないかと思います。決して、それが一人一人の子どものプラスになるとは、今の時点では私は思えないです。

座長 今の点で、C委員は何かあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

C委員 私も、B委員の話を伺っていて、もし、そういうことを考えるのならば、それを受ける子どものケアをどうするのかということを大人はまず考えなければいけないだろうと思うのです。そうすると、例えば、今まで考えられた組織の中でそういう人を組織の中にきちんと入れることができるだろうかというのはなかなか難しい問題です。

そうなると、この中で言うと、いわゆる調査の組織に当たる専門家の方ということになるのでしょうけれども、その方たちが調査や調整、プラスアルファ、子どものケアまでやらなければならないかというと、逆に今度は、子どものケアは子どものケアでかなり専門的な力が要請されると思いますので、理念としてはとてもよくわかりますが、現段階ではなかなか難しいと思います。

座長 ほぼ半々ぐらい分かれております。

B委員 いろいろなことを考える必要があろうかと思いますけれども、E委員と私が考えている子どもの概念が違うと思うのです。だから、21歳の相談員だったらクリアできて、17歳半や18歳の子どもであればそれは解消できないのかというと、決してそうではないでしょうし、事案に応じて、先ほどおっしゃっていただいたような相談を受ける関与をしてしまった担当者として、一翼を担う子どもとして関与してしまった子どものケアも必要なケースがあるでしょうけれども、私は、オール・オア・ナッシングの議論をしているのではなくて、オール・オア・ナッシングの議論をしないがために中途半端な議論になってしまっているのですが、要するに、大人だけでいいのかということです。

先ほどおっしゃいましたけれども、大人は専門性があったらちゃんと受けとめることができるのですかね。そうなのでしょうか。そういう人もいるし、そうでないときもあるし、子どもだって受けとめることもできるし、受けとめられないことも多いかもしれない、僕はそう考えているのです。専門性がある方のことを軽視しているわけではないのです。

ただ、相談の内容によってはお兄ちゃん、お姉ちゃんに聞いてもらってよかったと。それは、聞いた子どものケアも必要なのだ、だから、それもオール・オア・ナッシングの議論をしているのではなくて、ケアが必要であれば、セレクトして外せばいいだろうし、ケアをするということについては考えなければいけない視点ではあるのですけれども、私は、そういうところの部門があったときに関与できる余地は何か残してほしいという意見であって、子どもが介在すれば聞いた子どもをケアしていかなければならないと。必ずどうのこうのということを言っているのではないのですが、何とか子どもという概念を、それも、先ほどちょっと変な言い方でしたけれども、3歳、4歳を想定していませんと言ったのは、

別に10歳、11歳を想定していないかもしれないし、事案に応じて聞ける、また、ケアも余り想定しなくていいケースというときにかかわる、そのかかわった子どもたちがまた自分たちの権利を考えていって成人していくという長い長い時間をかけて、本当に子どもの権利の実体化するというか、中身の濃いものにしてもらいたいと思うのです。

副座長 今、B委員がおっしゃったような子ども同士の助け合いみたいなものは、ピアカウンセリングという名前で実際に始まっているのです。ただ、それはここでやるのではなくて、学校場面での受け手の要請や、受けたときのさまざまな対応のお勉強ということで、こちらに持ち込まれる前の段階でピアカウンセリングをもっともっと盛んにしていくという議論がむしろ実現するのが大事かなと感じていました。

ただ、ここに持ち込んでしまうとかなり混乱が出てくるのではないかと思います。今、議論しているこういう制度をつくるというところでは、もう少し先の段階で出てくる議論かもしれないなというふうに思います。ただ、子ども同士でやったときのピアカウンセリングは大変難しいものだと言われております。実際には、相談を受けて、ああそうかでは済まない、さまざまな難しい問題が出てきていて、一つの分野として考えられ始めているといった状況です。

C委員 今の副座長のほぼ同じようなのですけれども、実際に動かしていく中で、これは大丈夫だというようなことがいろいろな形で出てくれば、また考えればいいのかもしれませんけれども、少なくとも、今の段階では、どれだったらできるのかということはちょっと見通しがつかないと思うのです。私も別に一度で考えているわけではないのです。ですから、将来的にはそういうことも含めてという段階で押さえておいた方がいいのではないかという気がするのです。

座長 今、半ばまとめてくれましたけれども、私もそうではないかというふうに思うのです。したがって、これに関しては、未成年者が加わる余地を今後検討するという形をとったらどうでしょうか。

B委員 答申の中身の文章に残るかどうかなのですけれども、E委員がおっしゃったように、子どもたちの立場のことは当然考えなければいけないわけですね。ただ、答申として載せるかどうか。だから、私がお話ししていることも常に表と裏がありまして、当然、E委員がおっしゃったような懸念すべき問題が出てくるし、C委員がおっしゃったような懸念される問題もあるわけです。ただ、今は条文をつくろうという議論はしていないと思いますので、答申の中にそれが盛り込まれる余地があるのかどうかということで、今、まとめてくださったような内容であれば、私は個人的にはとてもうれしいです。

座長 そうすると、少なくともこの問題について、つまり、人材に関しては、ここに挙げているベテランの方と若い方をきちんと示す必要があります。また、未成年者については今後検討するというあたりでどうでしょうか。

できるだけ前向きに検討するという意味です。ここでは直ちに結論を出すことは難しい だろうということで、検討するというぐらいしておいたらよろしいのではないかと思いま すが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長では、そうさせていただきます。

それでは、もう8時になっておりまして、皆さん方は議論に若干疲れたのではないかと 思いますので、少し休み時間をとりたいと思います。

8時10分になりましたら再開したいと思いますので、少し休んでください。

[休 憩]

座長 それでは、8時10分になりましたので、会議を再開いたします。

ただいまからやるところは、8ページになりますけれども、審査部門の人材についてを扱うことといたします。

C委員 済みません。

そのこともかかわるのですが、相談部門の人材とか調査部門の人材を選ぶのはだれなのですか。市が選ぶのですか。

座長 これは市ですね。

あと、審査部門の人材についても、市の方で......。

C委員 人材を選ぶところには、オンブズパーソンはかかわらないということなのですね。

座長 オンブズパーソンが人材を選ぶのかということですか。

C委員 その責任があるのかという質問です。

座長 それについては考えていませんでしたね。

C委員 いえ、確認だけです。

座長 最終的には任命権者である市長ということになると思います。

それでは、審査部門の人材について扱います。

ここでは、いわゆるオンブズマンという人材に関してはどのような人が適切かということが大事になってくるかと思います。その点について、ここに書いているわけでありますけれども、意見はございませんでしょうか。

なお、これに関して、埼玉県等ではどうなっていますか。

事務局の方で情報を流してください。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 先ほどちょっと説明しましたけれども、審査部門の 人材については、法学あるいは臨床心理の大学の教授、あるいは弁護士がオンブズマンを 担っていることが多いようです。

それから、関連して、先ほど人材の任命の関係のお話がございました。任命ということではないのですけれども、議会の同意ということで、これは札幌市のオンブズマンのほか、

川崎市でも採用している方法です。

参考までに、埼玉県は合議制の委員会ですので、議会の同意はございません。川西市は、 議会の同意ということではないのですけれども、外部の有識者の意見を聞くというような 仕組みになっているようです。

座長 それでは、この点について何かご意見がございましたら、どうぞ。

B委員 ここに、審査部門ということで、4ページに書いてある勧告や意見表明のことですが、要するに、どこから姿をあらわしてくれるかというと、調整ができないという結論が出てからですね。何か、歌を歌っていて、最後の段階でぽろっと出てくるようなイメージしかないのですが、何が審査なのだろうと思います。調整できないという結論は出ているのですよね。ですから、振り分けといいますか、勧告か意見表明か是正、またはその後の公表かという問題はあるでしょうけれども、何を審査するのかと思います。歌の最後にぽろっと姿をあらわしたようなイメージしか今は持てないのです。それは、イメージとして、調査、調整に関して余りにも僕が頭でっかちになっているのかもしれませんけれども、何を審査するのかなと思います。そして、そこでまた一回分断されるわけですね。ただ、先ほどの事務局の話だと、言葉を変えているから、イコール、分断ではないということはまさにそうだと思うので、一つのプロセスの中で進んでいくのでしょうけれども、調整できない場合、改善されない場合というのは、改善されないかどうかの決断を審査部門がやるわけではないですね。どこがやるのでしょうか、ちょっとイメージができなかったのです。

座長 そのあたりは、実際に、既に他のオンブズマン制度をとっているところではどうなっているのでしょうか、その情報を事務局からお願いいたします。

事務局(子ども未来局大古課長) ほかの例というのは、かなりグレーゾーンで動いているようなのでわからないのですけれども、我々も、オンブズマンが勧告、意見表明、公表等だけを行うというふうにはとらえておりません。基本的に独任制のトップの方ですので、下を指揮する力を持っているということが前提ですから、必要があれば相談段階からみずから乗り込んでいくこともあると思います。改善できないという部分を下の相談のレベルで勝手に決めるわけではなくて、基本的にはオンブズマンに相談する中で決めていくという流れでやっていくだろうと思います。ここでは、我々が言っている組織の上下関係をイメージしておりまして、権限がここで完全に分断されて、オンブズマンは勧告、意見表明、公表等の振り分けだけをやりますというイメージではなくて、あくまでもトップに座っていて、その事案を下からちゃんと見据えていく存在であるというふうに我々はとっております。

B委員 そうすると、議論は、どう見据えていくというシステムをつくるかになってくると思います。相談員のところはすごく領域が広いですけれども、専門員が持っている案件をどんなふうに見据えていくというイメージを持てばいいのでしょうか。要するに、継続的に専門員とオンブズパーソンの方でディスカッションがあるようなシステムになるの

でしょうか。

事務局(子ども未来局大古課長) これからつくるものなので、今、こういうふうにしなければならないというものは持っていないのですが、例えば、週に1回、ケース検討を行うなど、各自治体で分断されないような組織づくり、連絡体制、連携のあり方はどこの都市でもとっているようです。

座長 少なくとも、オンブズパーソンと調査、調整の委員の間では会議を開いていく形 をとるわけですね。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) 補足させていただきます。

これはイメージですけれども、通常は、申し立てをされますと、オンブズマンに対して申し立てをするわけですから、一番ふさわしいオンブズマンを選んでいただいて、担当するオンブズマンが通常は決まります。そのオンブズマンが、まさに今後の調査、調整、あるいは、その後の改善に向けて常に調査員とチームを組んで行っていきます。ただ、どこまで必要か、どこまで任せるか、どうやって進めるかということは、まさにオンブズマンの判断でいくというのが、通常、想定している流れかなと思っております。

B委員 ケースごとに専門員とオンブズパーソンが決まっていくということですか。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) 通例ですと、そのようなシステムになろうかなというふうに考えられます。札幌市の行政オンブズマンはそのように進めております。

座長 B委員、よろしいですか。

B委員 はい。

座長 ほかに、ご質問あるいはご意見がありましたら、どうぞ。

A委員 うまくお話しできるかどうかわからないのですけれども、ここに書かれているものを見ると、相談部門があって、調査部門があって、それを審査する部門があるというふうに読めてしまうのです。オンブズパーソンは独任制だから、やはりオンブズパーソンが相談を受けるという形をとるし、そういうふうに条例でも書かれると思うのです。

私は不勉強なので、オンブズパーソンの川西市の事務局をされていた方が書かれた本を 読ませていただいたら、その中にオンブズパーソンのアクセスはまず相談にあって、オン ブズパーソンの活動もそこから始まり、そして、相談の継続によって問題の打開や解決を 目指し、必要な場合には調整活動を行うと。そして、調査の申し立ては、手続ではなくて、 それは子どもが選択肢の一つとして選ぶものなのだという書かれ方をしているのです。

今、自分で何を申し上げたいかということをうまくまとめ切れないのですけれども、今までのお話だと、相談員の部門があって、そして調査、調整という部門があって、そしてオンブズパーソンは、審査、それは統括やその他の救済制度を代表する機能を担うという考え方だと、オンブズパーソンという人に着目し、独任制のその機能に着目したというよりも、今までのような縦割りだったり、分野に分けたときに何か弊害が出ないのかなというふうに思ってしまうのです。

最後の縦割りというのはちょっとふさわしくないですね。

しかし、その部門によって分けるというふうに、はっきり書いたときに、何か弊害が出ないのかと思うのです。オンブズパーソンの登場の仕方も、これでは相談のときから独任制でオンブズパーソンに申し立てをしているというような解決に結びついていくのかなと、ちょっと疑問なところがあります。

座長 先ほど B 委員が、これによると、最後の段階でちょっと出てくるだけではないか、そして勧告だけの権限を行使するのではないかということに対して、事務局の方から、そうではないのだという説明がありましたね。つまり、既に最初の段階から全体を統括する役割をオンブズマンは持っているのだということです。したがって、オンブズマンは、今はどういう段階になっているのかということを常に把握しながら全体を見ていくと。そして、最終的に自分のところで判断しなければならないという段階になったときに、自分の持っている権限を行使していくということになると思います。

A委員 座長がお話しされているのは、非常に望ましいオンブズパーソンの形だと思うのですけれども、今までの話し合いの中で、どうも私自身は、独任制で、それに着目して相談から調整や意見勧告等の機能までオンブパーソンという独人の方が当たるというふうにはイメージできないのです。部門、部門というふうに言ってくると、本当にそのように進むのかなと思うのです。

座長 それが切れているのではないかという感じですか。

A委員 それは、うまく調整をすればできるというお話なのですけれども、本当にそうなのかなとちょっと疑問に思ってしまいます。

座長 その点、事務局から何かございますか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 事務局の方から補足をさせていただきます。

オンブズパーソンなり、委員会制の場合は何々委員会なりに申し立てや相談をしたりするということで、条文上はオンブズパーソンに対して相談ができると書いてあります。しかし、実際には組織で動きますので、相談を受けたり、申し立てを受けたりということをすべてオンブズパーソンが一人でやるのではなくて、あくまでも決定は独任制であればオンブズパーソンが決めるし、委員会であればその委員会で決めるのですけれども、実際に手足となって動くのは、それぞれの相談員だったり、調査員だったりします。

例えば、札幌市長に対して何か申請しますといったときは、条例上は札幌市長に対して申請しますと書いてありますけれども、実際には区役所の窓口で職員が受けたりというのと同じような形になると思います。

B委員 A委員がおっしゃっているのは当然のことであって、どういう人材が適切かという議論ばかりしてしまうと、やはり分断になってしまうと思うのです。ここに書いてある調査員とか専門員とか審査部門の適正な人材の姿というのは、だれ一人として文句を言えない文章になっていますけれども、相談が始まってからずっと先に行く一連の流れの中でとらえることが難しい議論をこの2時間ほどやってきてしまったのではないかと思うので、私は今の説明を聞いてもいまいちわからないのです。ですから、すそ野の広い相談業

務があって、その中で申し立てを踏まえた上で調査が入り、そこに調査員がいらっしゃったときに、申し立てはオンブズパーソンに行っているので、オンブズパーソンと調査員が対になっているかどうかということを知りたいわけです。それが対になっていなければ、申し立てはオンブズパーソンですからといっても、それは名義の話であって、実態上の問題ではないので、担当の調査員が入って、ずっと調査、調整をやって、オンブズパーソンとの関係がどうなのかというと、今おっしゃっていただいたように、ケース研究をやっているのでという話です。ケース研究はケース研究で別に構わないのですけれども、申し立てをされたときに、担当する調査員がいて、それを見続けてくださるオンブズパーソンがちゃんと対になっているかどうかという議論をした方がいいわけですね。それは、さっきの説明で入るということなのですね。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) それをどうするかはこれから決めることになると 思います。

B委員 では、まさにそういう議論を残された短い時間でやるしかないのですね。 座長 そういうことです。

B委員 各調査員の人材がどんな人かというのは余り大きい議論ではなかったので。 座長 今の点について、いかがですか。

A委員 B委員に、私が言葉足らずのところをうまく表現していただいたと思うのですけれども、もう一つ考えていただきたいと思うのは、7ページの調査部門の人材についてというところで、審査部門の補助的役割を担うものであると書かれているのですが、相談部門についてはそういった表記がないのです。オンブズパーソンに対して相談をしたくて電話をかけてくるというか、そういう機能を最後まで想定して相談する人もいると思うのです。そうすると、相談部門もオンブズパーソンの大切な役割を担うというふうに私は考えます。やはり、申し立て以降がオンブズパーソンの管轄であって、この表現を見ると、なぜ調査部門からは補助的役割を担うものであるという表現になるのか。本来であれば、オンブズパーソンに対して相談をするという、それは条文上の表現だというお話はありましたけれども、やはり相談からオンブズパーソンの一つの役割であるという認識で組み立てていかないと、相談は相談で、調査部門からはオンブズパーソンの補助的役割になりますというふうにも読めてしまうと思います。

座長 流れが切れているという感じですね。そこをもっと結びつけるような表現が当然 必要だろうということですね。そうすることによって、全体が見えてくるということになりましょうか。

A委員 オンブズパーソンがどういうものかが見えてこないのです。相談部門はこういう人材でこういう役割です、調査部門はこういう人材でこういう役割です、審査部門についてはこういう人材でこういう役割です、では、オンブズパーソンという一つの独任制の形はどうなのでしょうかということが、私が理解できないだけかもしれませんが、正直に言いまして、これではなかなか見えてこないというふうに感じます。

座長 これだけを見ると、もう一方では組織が切れているな、組織がはっきりしていないなということにもなるでしょうか。

B委員 そこを議論していいのですね。そこを議論しましょうかということでいいのですね。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) 議論していただいて結構なのですけれども、イメージとして、オンブズマンが何十人もいて、相談を受け、調査をし、最後の審査までするという形もあろうかと思います。ただ、今、ここでたたき台として示されておりますのは、それぞれいろいろ機能を分担してやりましょう、連携してやりましょうという中で組織のあり方を議論していただいておりますが、同じ議論を何回か繰り返しているような気がしますので、それを前提にするのか、しないのかということを明確にした上で議論を進めていただいた方がよろしいのかなと思います。

オンブズマンといいますのは、独任制でついた一人一人の委員ももちろんオンブズマンですが、今考えている組織全体もオンブズマンでございます。ですから、相談員がやったから、これはオンブズマンは関係ないよということはございません。あくまでも統括責任者としてすべての責任を負った形でいるわけですから、その中でオンブズマンの組織全体が機能するというふうに考えていただければ、どのようにするかというのは、市民から要請されている形はおのずと決まってくるのではないかと思います。

座長 基本的には、オンブズマン制度がきちんと機能することが大事ですね。そして、そのためにはこういう人材が必要だということで、ここでは三つの部門に関してそれぞれ書かれているわけです。ただ、そういう書き方をしてしまうと、我々としては、それぞれが別々に存在しているような感じがして、全体の流れがどうなっているかということが見えてこなかったという問題がありました。ただ、今、事務局から説明を受けましたけれども、結局、オンブズマンというものは、子どもが権利侵害ということで申し立てをしてきたときに、それについて最終的には勧告あるいはそれ以外の幾つかのことを判断するためにどういうふうにしていったらいいのかということですね。それが、ある意味では体系的に書かれていなかったために、皆さん方はイメージとしてはつかみづらかったのかもしれませんが、基本的には、いかにオンブズマンが権利侵害が生じたときにきちんと動けるか、あるいは、きちんと権限を行使できるかということのために、この資料の中にそういうことがさまざまな形で書かれているのだと思っていただきたいと思います。

C委員 今の話の流れでいくと、それぞれの組織の人材がどういうことをやるかということは書いてあるのですけれども、オンブズマンというのは制度の名称ですから、そこであえて同じ言葉を使うと混乱するので、オンブズパーソンという人がいると。そして、組織上、オンブズパーソンは審査部門にいるけれども、オンブズパーソンとは何をやる人なのですかという話ですね。審査部門は審査部門の機能があって、是正機能か何かという判断をするのは審査部門にしかないことだから、それはそうなのですけれども、そこにいる

人がそれしかやらないかというと、そうではないということがどこにも書いていないのです。ですから、オンブズパーソンの役割は何かということがきちっと書かれていないと、 全体が見えないのではないでしょうか。

座長 今の点は、ここに何も書かれていないというふうに……。

て委員 統括する部分は書いていますけれども、統括するのがどこかということです。 座長 そうですね。オンブズパーソンが頂点にいて、そのオンブズパーソンが、まず一つは組織全体を統括する存在ですね。つまり、その組織の最高責任者という形になるわけですね。そして、相談部門と、もう一つ上の調査部門をきちんと統括していく存在だということです。その上で、オンブズパーソンは最終的にどういう仕事をするかというと、先ほど出てきた審査部門に関する仕事が、つまりそこの権限が中心であるということです。 さらに、それだけではなくて、相談部門や、その上の調査部門の仕事にもかかわっていく存在であるというふうに考えていくといいと思います。極めて大ざっぱに言いましたけれども、組織を統括する存在であると同時に、権限も持っているのです。つまり、勧告権といった権限も同時に持っているということになります。

ただ、最終的には、オンブズパーソンというのは、子どもが権利侵害をされたケースについて、それに対するさまざまな解決をしていくための存在でありますから、当然、それを解決するための権限を持っているということになってきます。

B委員 C委員がお知りになりたいのは、問題の認識は私と同じだと思うのですけれども、最終的な出口のところを知りたいのではなくて、それ以前の調査、調整をやっているときに、調査員とどんなような連携をとってやるという縦の流れのことを知りたいのです。それは私と一緒ですね。その答えは今のところは余りないですね。統括とか、最終的なところでこういうことをやる権能を持っていると、出口の問題を聞いているのではなくて、入り口から自分の出口に向かうプロセスのところで、調査員とか、A委員がおっしゃったような相談員とか、そこのつながりがどうなのかということをもうちょっと具体的にイメージしたいということでいいでしょうか。それは、私も本当に知りたいのです。

それは、知りたいではなくて、どうしようという議論をすればいいのですね。

D委員 恐らく、今している議論は、本来であれば、7ページの組織の概要の冒頭のところで説明しておかなければならないことだと思うのです。仮に、これはオンブズマン制度でもいいのですけれども、そういう制度だというふうに名づけるのだったら、この制度は、まずオンブズパーソンがいて、その手足となるというか、役割分担の視点で、オンブズパーソンが統括し、かつ、その流れとして下にこういう部門を設置していくのだということで、本来でしたら、冒頭に組織の全体図の流れがあって、それから理解していくということになると思うのです。しかし、最初に機能から入っていって、それから部門で見ていくという形にしてしまっているので、私たちの頭の中では理解しにくかったのです。本来でしたら、オンブズマン制度というのはこういうものなのだよという説明があった上で、あとは役割分担の視点でしょうということが出るとよかったのかなと思います。

副座長 同じようなことになると思うのですが、渡された資料の終わりの方に、「子どもの権利救済機関の仕組み(イメージ図)」というものがあります。これは、埼玉県のものですか。これを見ると、救済機関の位置づけが、ほかの子どもの相談あるいは申し立てと受け手の側の子どもの救済機関と、その後の協力連携や県の機関に対する、あるいは県の機関以外に対する機能というものが割とわかりやすくなっております。今、私たちが議論しているのは、真ん中の太枠のところですね。この中に細かいことがそれぞれ書いていまして、相談員はどうか、調査専門員はどうか、権利擁護委員はどうかということで議論をしていると考えると、私はそれほど矛盾は感じていないのです。全体の中で、今、私たちが議論している子どもの権利救済機関というのは、ほかとのかかわりではこうだよという位置づけですね。その中で、では、具体的にどういう機能を持つかということです。この枠の中は、ほかから見たら、みんな同じに見られて、救済制度の枠の中で見られるということになるわけですね。

ですから、今議論しているのはどこの位置かということをやらないと、いろいろな議論が際限なく続くような気がします。

座長 それでは、大分時間が迫ってきていますので、我々として、オンブズパーソンを どういうものとしてイメージするか、どういうものとしてとらえるかというあたりにつき ましては、もう一回、別な機会に話した方がよろしいのではないかと思いますが、いかが ですか。

今、何人かの委員の方が、その点についてしっかりと考え方を持たなければ難しいということを言っているようです。

事務局(子ども未来局大古課長) 今の議論を事務局の方で把握できていないのですけれども、B委員がおっしゃったのは、相談員、それから、調査員と呼ぶかどうかは別として、調査員、それからオンブズパーソン、この3者の役割分担のお話ということでとらえてよろしいのですか。

B委員 僕が知りたかったのは、調査員とオンブズパーソンのつながり方です。

事務局(子ども未来局大古課長) 先ほど我々が申し上げましたのは、ケース検討会議などで事例はきちんとオンブズパーソンに上がる、そして、オンブズパーソンはそれぞれの事案に応じた指示を、機関のトップとして調査員なり相談員に出すという枠組みで考えているのですが、そのほかに機能分担があった方がよろしいという議論でしょうか。

B委員 今の説明は、申し立てがあって、事案が来たら、担当の調査員が決まって、その担当の調査員が持ったケースをきちんと把握しているオンブズパーソンがいるということですね。それであれば、私が知りたいことは全部わかりました。ですから、レジュメでは統括となっている部分がどう統括できるのかイメージできないというお話だったわけですから、ケースごとに調査員とオンブズパーソンがタイアップして、オンブズパーソンが事案をきちんと継続的に把握しているということであれば、私が一番知りたかったことはわかりました。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) ちょっと補足させていただきます。

確かに、一般的なイメージとしては、市の機構を考えた場合は、一般職がいて、係長、 課長、部長がいて、トップに市長がいるわけですが、市政全般は、当然、市長が統括して、 委任規則と言うのですけれども、部長であればここまでできるとか、課長であればここま でできるとか、規則でどこまでできるというふうに権限を完全に分けて組織が運営されて おります。ただ、オンブズマンというのは、もっと柔軟に、弾力的に、ダイナミックに、 まさに子どもに寄り添って機能しなければならないという要請があるかと思います。そう いう意味では、具体的にこれはここまでですよというものはなじまないのではないかとい うことで、かなり緩い組織になっていることは否めないかと思います。

その中で、オンブズマンは、まさにトップとして、基本的にはケースについてすべて責任を持って、当然、権限が与えられると思いますけれども、実際に運営されていくときには、機能、役割を分けて、例えば相談員は、こう答えていいですかとオンブズマンに決裁をもらって答えるわけではなくて、その場でオンブズマンの理念に基づいて答えるわけです。それに対して、調査員は、当然、申し立てということである程度時間をかけた活動になりますし、ここからは専任のオンブズマンも決まりますので、それなりの指示を受けながら進めていけると思います。そのように、ケース・バイ・ケースで一件一件が進んでいくのではないかということで、かなり緩いたたき台になっているかなと思います。

ですから、これはもっと明確にきちんとしたものをつくれということであれば、そういう形でつくらなければならないと思います。その辺のイメージを教えていただければ、それなりに対応させていただきたいと思います。

B委員 私の結論としてはD委員と一緒なのですけれども、それが組織の概要の最初のところで明確に語られた方がわかりやすかったと思います。私個人の意見としては、答申に当たっては、組織の概要のところで、今おっしゃっていただいたような内容が文章になって記載されればいいなと思っています。

座長 よろしいでしょうか。

C委員 理念としてはこういうふうに解釈すればいいのですね。要するに、オンブズパーソンは相談から全部責任を持つというのが理念である、しかし、現実問題としては役割を分担するということですね。

座長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 この点については、これで終わりたいと思います。

次に、(3)の事務局体制について扱います。

ここでは、札幌市に事務局を設置する必要があり、事務局の設置に際しては、救済機関の公平、中立性を考慮するとともに、その機能を十分発揮することができるよう、市長部局に置くことが望ましいという記載になっております。

この点につきましては、以前の検討会議の中で、市長部局に置くとはどういうことなの

かという質問がG委員から出されました。それに対して、当事者になり得る可能性が高い 教育委員会ではないところに置く意味があるという説明が事務局からありました。

そのほか、皆さん、事務局体制についてご意見はございますでしょうか。 これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 よければ、最後に、(4)の他の相談機関等との連携について扱います。

ここでは二つの要素が述べられています。一つは、相談内容によって、既存の他機関との情報交換、意見交換などを行い、連携を強固にすること、もう一つは、吉田先生の講義のときにも話題に出ておりましたけれども、調査などの実施に当たっては、教育委員会をはじめとした機関等との緊密な連携のもとに行う必要があることであります。

この点に関しまして、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

B委員 1点だけよろしいですか。

子どもは多くの時間を学校で過ごすことになると思うのですけれども、教育委員会の中に、父母や生徒が相談するところとして、どんな機関があって、どのような相談の受け皿になっているのでしょうか。

座長 その点について、事務局の方からお願いします。

事務局(子ども未来局田中職員) 第1回のときに資料としてお渡ししているかと思うのですけれども、子どもに関する主な相談機関の一覧ということで表を渡しております。教育委員会で所管している相談機関としては、まず教育センターというところに教育相談室がございます。ここは、不登校やいじめ、発達についての心配、子育ての悩みなどを受け付けております。

それから、いじめ電話相談ということで、これも教育委員会の方でいじめ問題や不登校 などに対して電話や面接等で対応しております。

もう一つ、これも第1回目のときに説明を行いましたが、スクールカウンセラーの事業 を行っておりまして、小学校、中学校、高校とスクールカウンセラーが派遣されています。 そのほか、学校体罰事故調査委員会等も設置されています。

座長 B委員、よろしいですか。

B委員 連携のイメージをもうちょっと具体的に持ちたいなと思って聞いたのですが、 ほかの窓口というか、相談業務もそうですけれども、ちょっとイメージがよくわからない のです。連携というのは、具体例が出て、具体的に連携ができ上がるのでしょうけれども、 市の別な機関との連携というのはイメージできません。連携というのは、調整するときの 連携を言っているのではなくて、その手前のところですが、私はちょっとイメージできな いのです。

副座長 連携というのは、相談機関の者にとっては、とてもしにくいものです。守秘義務がありまして、ケースに関しては軽率に外に漏らさないというのが一番最初にきます。ですから、聞かれても詳細は話さないということも常にあるわけです。連携というのは、

ケースが生じたときに、ケースに必要な機関が集まって、あるいは連絡し合ってやるというイメージになりますが、そのときのイメージとしましては、虐待が起こったときの見守リネットワークがどこの市町村にもあるのです。それは、1年に何回か会合を持って、お互いに顔を見合わせて、時には学習会などを持ちまして、そのケースに関して、例えば通告後の対応はどうであるとか、こういうケースがあるという学習を常にやるわけです。

ですから、そういう一員であるということです。子どもの権利条例の中でうたわれている救済制度に積極的にかかわっていく一員であるということが前提になると思います。そして、当然、招集がかかったときには、そこに出向いていったり、要請に応じたりするということで、ケースに応じてスムーズに動ける体制がふだんの活動の中で常にあるということが前提ではないかと私は思います。

虐待の場合は、今、保健福祉の分野でやっておりますけれども、そのイメージが一番やりやすいのかなと、実際にやっていてそう思います。

ですから、顔の見える関係をまずつくっておいて、ケースが出たときに速やかに関係する相談機関なりがケースのときだけ臨時に連携する、また、別のケースのときはそれに応じた連携が、また別の形かもしれませんが、そこで生じるというイメージで私はとっておりますけれども、もしかしたら別なやり方もあるかもしれませんね。

座長やはり、ケース・バイ・ケースだということでしょうか。

副座長 そうですね。ですから、ケース・バイ・ケースでなければ、多分、連携できないと思います。

座長 B委員、よろしいですか。

さらに何かございますか。

B委員 先ほど、教育委員会の相談業務の中に体罰か何かの話もされていましたか。そうすると、教育委員会という仕切りの中で体罰の相談を生徒さんやお母さんがされたときに、選択肢の一つとしてこの制度があるのだということを、お互い、市の機関として説明するのかどうか、そこら辺が知りたいのです。

いじめはないですか。

事務局(教育委員会西村部長) 体罰事故調査委員会自体は、相談機関ではなくて、調査するための機関です。

それから、ここで書かれている「調査等の実施に際しては、教育委員会をはじめとした 関係機関等と緊密な連携のもとに行う必要がある」という部分なのだろうと思いますけれ ども、現時点での例としては、札幌市のオンブズマン制度がございます。その制度の中で、 子どもあるいは保護者がオンブズマンに会って相談を行い、その結果、それが学校のこと であれば、教育委員会が緊密な連携のもとに調査するということはございます。正確に申 し上げますと、オンブズマンに教育委員会がさまざまな調査、協力をした結果について報 告をするということです。その後、最終的な意見などが教育委員会も含めてオンブズマン の方から出されてくるという関係に現在はございます。 B委員 今ご説明いただいたのは、オンブズマンというところを情報入力として教育委員会の方に行って、教育委員会が調査した結果についてオンブズマンに報告するということですね。私が言っているのはその逆バージョンです。逆バージョンはないのですね。教育委員会の枠の中で相談が上がっていったときに、それがオンブズマンの方に流れることはないのですね。

事務局(教育委員会西村部長) 現在の制度としては、それはございません。教育委員会自体がある面で調査する権能を持っていますし、調停する権能も持っております。そういう中で、当然、正当に判断し、適切に判断した上で、さまざまなことを実施するということもございます。

座長 その上で、B委員、どうですか。

B委員 どんな相談に応じるかで、裁判をやっているときと、何かのときに外すということがありましたね。判決が確定しているときと、紛争している最中と......。

座長 札幌市のオンブズマンに相談しているときですね。

副座長 議会に請願や陳情を行っている場合もです。

B委員 では、複数の選択肢があるのですね。ですから、教育委員会の方が独自に持っていらっしゃる調査、調整機能を果たした結論がどうであろうともオンブズマン制度は動くということになるのですね。

要するに、札幌市のほかの相談機関が情報入力したときに、それが必ずと私は言っているわけではなくて、そういう方法もありますよということをサジェスチョンする方向で動くかどうかを知りたかったのです。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) 現在運営されております札幌市の行政オンブズマンの運用ですけれども、各職場で苦情相談等があった場合に、市民がどうしても納得できない、説明を受けたけれども、納得できない、どこかいいところがないのかというときに、当然、オンブズマンの方としては、オンブズマンがあることを教えてほしいというふうに各職場の方にお願いして運営してもらっています。ただ、実際にそのように流れてくるかどうかは、運営の実態があると思います。

事務局(教育委員会西村部長) 一旦教育委員会で裁定したけれども、そのまま解決につながらないという場合もございます。そういう場合、問い合わせがあれば、行政オンブズマン制度というものがあります、ということをよくお話しします。その結果として、私共教育委員会の方にところにもう一度、オンブズマンの方からいろいろ問い合わせが来るということはございます。多くはそういうルートだと思います。

座長 よろしいでしょうか。

ほかに、この点について何かご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

座長なければ、この辺でこの問題について終わってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、救済制度については一通り意見交換ができたと考えております。

あとは、子どもとの意見交換を通して、子どもにとつて身近で利用しやすい制度とする ための工夫、あるいは、その他、救済制度の導入に当たっての留意事項なども議論できれ ばよいのかなと考えております。

さて、この検討会議ですけれども、8月に発足以来、本日で8回目を数えるに至りました。この間、当初の条例案に対する検討、そして、救済制度についての検討と議論を深めてまいりましたので、ここら辺で今後の進め方について確認しておきたいと思います。

まず、皆さんが答申書のイメージを共通にしていただく必要があることから、私の方で 答申書の構成を案として記載してみました。それが、本日お配りしている資料7になりま す。

初めに、これまでの札幌市の取り組みや、この検討会議における議論を踏まえて、子どもの権利条例というものに対する検討会議としての基本的な考え方を述べておく必要があると思います。その上で、さきに確認した大きな4点、すなわち、条例の名称、大人の役割、子どもの責務、意見表明権の規定についてそれぞれ考え方をまとめていきたいと思います。

続いて、救済制度についてです。これは、本日も使用しているような箇条書きの資料 6 をもとにして、これまでの検討会議での議論、さらに今後行われる子どもとの意見交換なども踏まえて、子どもの権利侵害の状況、救済制度の必要性、救済機関の制度設計、組織のあり方などを述べたいと思っています。

なお、この救済部門に関する答申書のイメージでありますけれども、本日配布している 資料8、埼玉県の答申書をごらんいただければと思います。

前の検討委員会では、子どもの権利条例の文案まで作成しておりましたけれども、今回、 我々の検討会議では、救済制度についてはその基本的な枠組みを示してほしいという市長 からの諮問でございましたので、大体、このようなボリューム、記載の仕方になろうかと いうふうに考えております。

以上のような形でよろしければ、これまでの議論を踏まえまして、私の方で私案として たたき台を作成してみたいと考えております。何とかそれを年明け早々ぐらいに皆さんに 提示いたしまして、それに対して皆さんから意見をもらうような場面を設け、1月中をめ どとして市長に答申を手渡すことができるようにしていきたいと考えております。

そういうことで、一応の私のプランを申し上げました。

最後に、子どもとの意見交換について申し上げさせていただきます。

次回は、子どもとの意見交換になります。このことにつきまして、事務局の方から進め 方、特に前回も問題になりました公開、非公開の件につきまして、ご連絡をお願いいたし ます。

事務局(子ども未来局大古課長) それでは、前回の検討会議におきまして、次回、12 月22日に予定しております子どもとの意見交換を公開で行うか、非公開で行うかについて いろいろと議論がございまして、子どもの皆さんに意見を聞いてほしいというお話がございました。

そこで、事務局の方で参加する子どもたちに確認しましたところ、小学生グループでは公開してもいいというお子さんが5人、一部公開というお子さんが4人、非公開という方が1人でございました。この一部公開というのは、親や引率の教師ならオーケーというような言い方をしていたお子さんです。それから、中学生グループは公開が4人、一部公開が2人、非公開が5人ということでございます。それから、高校生グループが公開が2人、一部公開が1人という内容になっております。それから、中学生グループについては、1人がダブっておりまして、非公開がいいのだが、親や保護者なら入ってもいいという微妙な表現をされた子どもでございます。

アンケートの結果は以上でございます。

座長 アンケートの結果、こういう数字が出ております。

特に、これを見ますと、中学生のお子さんたちは非公開という意見をお持ちの方が多いようですね。小学生の場合は、非公開が1人ですが、一部のみ公開が4人いますね。高校生の場合は非公開はゼロになっております。

こういう結果が出ておりますけれども、どうでしょうか。

これを見て、我々として判断しなければならないわけです。

B委員 高校の方は判断できませんが、小学生、中学生は非公開にせざるを得ないかなと思っております。要するに、公開でもよいいという意見ではなくて、非公開という意見が多いので、多数決ではなかろうと思います。高校生はわかりませんが、小・中学生は明らかに多数決で決める問題ではないので、非公開でいいのではないかと個人的には思います。

事務局(子ども未来局大古課長) 意見交換は中学校の部と中高まとめてということで考えておりまして、3部制ではなくて2部制で考えております。中高で考えております。

C委員 私も、B委員と同じ意見で、非公開を望む子どもがいるのであれば非公開にせざるを得ないと思います。

座長 この数字を見たら、やはり非公開にせざるを得ないのではいかと思いますけれど も、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 では、非公開ということで、子どもとの意見交換をさせていただきたいと思います。

A委員 済みません。非公開の場合は会議録も市民の方には公開されないということで しょうか。

事務局(子ども未来局大古課長) ストレートには出ないです。概要版ということで、 おおよその意見が載る形になります。

座長では、非公開ということで進めさせていただきます。

それでは、これで終わりになりますけれども、事務局の方から何かございますか。

事務局(子ども未来局大古課長) それでは、次回でございますけれども、時間帯、場所につきましては別途ご案内申し上げますが、現在のところ、12月22日土曜日の14時から小学生グループと40分程度の意見交換を行い、15時から中高生グループと同様に40分程度の意見交換を行い、終了次第、この検討会議でさらに1時間程度議論していただきたいと考えております。場所は、本日と同じSTV北2条ビルになります。

なお、当日は、この直接の意見交換以外に、前に申し上げました子ども委員会、それから、子ども議会の子どもたちに対しても同様のアンケート調査を行っておりますので、その結果につきましてもご提示する予定になっております。

また、次回以降の予定でございますけれども、現在、年明けの1月を予定して皆様にお伺いをしております。22日が終わった次の予定でございますけれども、今週、20日木曜日までにファクスで事務局まで都合のいい悪いを書いた表を送付していただきますよう、お願いしたいと思います。

私の方からは以上でございます。

3.閉 会

座長 それでは、この辺で終わりにします。

以 上